

# 令和3年度監査年度計画

浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)第9条第2項の規定に基づき、令和3年度監査年度計画を策定する。

## 1 基本的な考え方

### (1) 監査等の目的

監査委員は、地方自治法(以下「法」という。)に基づいて設置されており、市長と対等の立場において監査等(この年度計画において、監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為をいう。)を実施する独立の機関である。

監査委員による監査等を通じて、執行機関において適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を推進する。

### (2) 監査等の観点

監査等に当たっては、正確性、合規性はもとより、その事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか、所期の目的を効果的に達成するものとなっているかという、経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査等を実施する。

### (3) 効率的・効果的な監査等の実施

効率的・効果的な監査等を実施するため、重点項目を絞り込む中で、具体的な視点、着眼点を設定することで、監査等の「選択と集中」を図る。

また、重点項目、視点、着眼点の設定に当たっては、リスクアプローチの観点から、市に不当な損害を与えるおそれが大きく、市にとってリスクが高い行為又は不作為を優先的に選択し、各課等で作成した業務全般の執行状況の確認と改善のためのチェックリスト等により、部内各課の事務の進捗管理をはじめ、業務全般が法令等に基づき適正に執行されているかについて監査等を実施する。

なお、実施に当たっては、定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、例月出納検査、内部統制評価報告書審査等の結果を相互に活用する。

### (4) 内部統制に依拠した監査等の実施

内部統制評価報告書の市長による作成及び監査委員による審査が行われるため、その評価及び審査結果を前提に、内部統制に依拠し、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことにより、効率的かつ効果的な監査等を実施する。

### (5) 監査等の結果の取扱い

#### ア 市民に分かりやすい監査等の結果の公表

監査等の結果について、市民の目線に立った分かりやすい内容・表現で公表する。

また、監査等の実施状況を分かりやすくまとめた「監査のあらまし」を作成し、公表する。

イ 「指摘(勧告)」への対応

監査等の結果の報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項に対する「指摘(勧告)」については、早期の是正を促すとともに、是正されないものについては、措置が講じられるまで定期的に指導を実施し、監査等の効果が最大限発揮されるよう努める。

ウ 「意見」の積極的な提出

組織及び運営の合理化に資するため、監査等の結果に添えて提出することができる「意見」について、監査対象部局に対するヒアリング等の結果を踏まえ、積極的に提出する。

なお、意見については、対応の進捗状況を定期的に確認し、指導的機能を発揮することにより、監査等の実効性を高めるよう努める。

エ 「指導」の活用

監査等において見受けられた、指摘事項の項目に該当する事項のうち比較的軽易なものに対する「指導」については、監査対象部局長に早期の是正を促すとともに、内部統制の取組に資するため、全部局に周知する。

## 2 監査体制・機能の向上等について

### (1) 年度を通した監査等の担当制の導入

監査等の実施に当たっては、事務局職員が担当する部局、会計を年度当初に明確にすることで、効率的な情報収集に基づく有機的かつ効果的な監査等の実施に努める。

### (2) 公認会計士の任用

公認会計士を非常勤職員として任用することにより、専門的知識及び民間の視点を活かし、財務監査、財政援助団体等監査、公営企業会計に係る決算審査等における計画作成から調査手法の検討、調査の実施及び監査等の結果のフォローアップや会計に関する研修の実施(監査論、会計学等)、監査機能の充実及び強化に向けた提言の実施など監査業務の充実に努める。

### (3) 弁護士の活用

弁護士を非常勤職員として任用することにより、財務監査における契約事項、債権管理や住民監査請求に基づく監査等における指導、助言、事務局職員への法務研修や指導などの活用を図り、効果的な監査等の実施に努める。

### (4) 工事監査の充実・強化

工事監査については、高度で専門的な知識を要するため、外部の知見を取り入れ、有効な監査の実施に努める。

ア 外部委託による監査機能の充実・強化

民間の視点の導入による効果が見込まれることから、調査事務の一部を外部委託することで、監査の充実・強化を図る。

また、委託の調査結果を基に監査委員が評価した報告書を、所管課へ通知することなどにより効果的な工事監査の推進に努める。

#### イ 工事監査調整官の任用

外部の有識者である工事監査調整官を非常勤職員として任用することにより、その専門的知識を活用し、助言等を受けることにより、外部委託調査の技術面に対する理解の熟度を高める。

#### (5) 事務局職員の資質向上

事務局職員の主たる担当事務や在課年数などに応じた外部の研修を積極的に活用し、監査事務に不可欠な専門的知識の修得に努める。

また、公認会計士及び弁護士を活用することにより、実務や局内研修を通じ、その専門的知識を修得し、事務局職員全体のレベルアップに努める。

#### (6) 監査事務のP D C Aサイクルの実施

監査等の視点、手法等については、その都度見直しを図るとともに、年度計画終了後は、結果の評価及び改善点の確認を行い、次年度の計画に反映させる。

### 3 実施予定の監査等の種類及び対象

#### (1) 定期監査

##### ア 財務監査

法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、原則として、全ての部局を対象に2年に1度のサイクルで実施する。

監査に当たっては、効率的、効果的に実施するため重点項目を絞り込み、各課における業務全般が法令等に基づき適正に執行されているか等を重視して実施するとともに、指摘又は意見を積極的に付していく。

また、指摘に対する措置状況及び意見に対する対応の進捗状況を検証し、監査結果のフォローアップを実施する。

##### イ 学校監査

法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市立小学校及び中学校の中から抽出した各学校の財務に関する事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているかについて、財務監査の1つとして実施する。

監査に当たっては、私費会計や物品の管理、事故事件の発生等から、時宜に合つたりスクの高い事項を監査対象として抽出し、重点項目とする。

##### ウ 工事監査

法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市が発注した土木工事、建設工事

等の中から監査対象工事を抽出し、その計画、設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかについて、財務監査の1つとして実施する。

監査に当たっては、技術調査事務に関する高度で専門的な知識が必要なことから、調査の一部外部委託や、工事監査調整官の活用により、工事監査を円滑に実施するよう努める。

## (2) 行政監査

法第199条第2項の規定に基づき、経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて実施する。また、職員による事件、事故など、市の信用を著しく失墜する行為に対しては、年度を通じて実施する。

また、業務上の必要性から市職員が管理している団体の事務執行については、団体が所有する準公金が厳正かつ適正に管理されているか、団体における事件、事故の未然防止や効果的な事務局運営がされているかなどの観点から、引き続き確認していく。

監査に当たっては、定期監査等の結果を踏まえ、内部統制の制度所管課等に対して、情報提供や指導など、統率すべき事務事業の適正性を確保するための役割を十分果たしているかを重点項目とし効果的な監査の推進に努める。

## (3) 財政援助団体等監査

### ア 財政援助団体監査

法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事業の出納その他の事務について、当該事業が補助金等の交付目的に従って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼に監査を実施する。

### イ 出資団体監査

法第199条第7項の規定に基づき、市が出資している団体で政令で定めるもの(出資比率4分の1以上)の中から抽出し、その出納その他の事務について、事業が出資の目的に従って執行されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼に監査を実施する。

### ウ 公の施設の指定管理者監査

法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている指定管理者の中から抽出し、当該公の施設の管理に係る出納その他の事務について、法令、条例等に基づき適正に執行されているか、会計経理等が適正に行われているか、市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理がされているか、市民サービスの向上につながっているかを主眼に監査を実施する。

## (4) 決算審査

令和2年度決算を対象として、次のとおり実施する。

### ア 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及びその他関係書類について、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかなどを検証する。

イ 公営企業会計決算審査

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された各公営企業会計の決算書類及びその他関係書類について、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかなどを検証する。

ウ 財産区特別会計決算審査

法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された各財産区会計歳入歳出決算書及びその他関係書類について、記載された計数は正確であるか、さらに、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかなどを検証する。

(5) 例月出納検査

法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、毎月例日を定めて実施する。

また、公営企業会計については、毎月の経営状況の確認も併せて行い、その結果を決算審査等にも活用する。

(6) 基金運用審査

法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査に付された基金運用状況報告書について、計数が正確かについて確認するとともに、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかを検証する。

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定に基づき審査に付された、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、その正確性を検証する。

(8) 内部統制評価報告書審査

法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された内部統制評価報告書について、定期監査(財務監査)等において確認した内部統制の整備状況及び運用状況を参考にして、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを検証する。

(9) その他の監査

次に掲げる監査については、その必要があると認めるとき又は請求若しくは要求が

あったときに実施する。

なお、市民、議会等からの監査請求等に対しては、この年度計画にかかわらず、他の業務に優先して対応する。

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 隨時監査
- エ 市長の要求に基づく監査
- オ 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査
- カ 住民監査請求に基づく監査
- キ 職員の賠償責任に関する監査

#### 4 監査等の実施予定期間及び実施体制

監査等の種類		実施予定期間	実施体制
(1) 定期監査	ア 財務監査	7月～3月	実施計画で定める
	イ 学校監査	7月～12月	
	ウ 工事監査	5月～3月	
(2) 行政監査		4月～3月	
(3) 財政援助団体等監査		7月～3月	
(4) 決算審査	ア 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査	7月～8月	
	イ 公営企業会計決算審査	5月～8月	
	ウ 財産区会計決算審査	7月～9月	
(5) 例月出納検査		毎月	
(6) 基金運用審査		7月～8月	
(7) 健全化判断比率等審査		6月～8月	
(8) 内部統制評価報告書審査		6月～8月	
(9) その他の監査		必要があると認めるとき又は請求若しくは要求があったとき	

(注) 行政監査及び財政援助団体等監査は定期監査(財務監査)と並行して実施